

宮城県後期高齢者医療広域連合訓令甲第3号（平成19年3月28日）

会計事務決裁規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、会計管理者の権限に属する事務の専決及び代決について必要な事項を定めるものとする。

（会計課長の専決事項）

第2条 会計課長は、次の各号に掲げる事務について専決することができる。

- (1) 1件1,000万円未満の工事請負費に係る支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支出執行
- (2) 電気料、上下水道料、電話料、郵便料、保険料その他の物件費で定例的又は定額的なものの支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支出執行
- (3) 医療給付に係る支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支出執行
- (4) 前3号に掲げるもののほか、1件500万円未満の経費に係る支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支出執行
- (5) 過誤納金の還付命令及び返還金の戻入命令の審査
- (6) 振替命令並びに収入及び支出の更正の審査
- (7) 小切手の振出し
- (8) 有価証券の出納及び保管

（平成20年3月・平成22年3月・一部改正）

（代決）

第3条 会計管理者が不在のときは、会計課長が会計管理者の決裁すべき事務を代決することができる。

（専決及び代決の制限）

第4条 前2条の規定に関わらず、重要又は異例に属する事務については、専決し、及び代決することができない。

(後関)

第5条 第3条の規定により代決した事務で特に必要と認められるものは、速やかに会計管理者の後関を受けなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令甲第4号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日訓令甲第1号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。